

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月28日

新潟市長 中原 八一

新潟市条例第50号

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成8年新潟市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第45条第6号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号及び次号において「専門職大学前期課程」という。）を含む。次号において同じ。）」を、「卒業した」の次に「（当該科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同条第7号中「卒業した」の次に「（当該科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。